

📅 今月のポイント

雇用保険 マルチジョブホルダー制度について

質問

雇用保険法が改正され、新たにマルチジョブホルダー制度が導入されると伺いました。具体的にどのような制度なのでしょうか。

回答

マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者が、2つの事業所の労働時間を通算した時に、加入要件を満たす場合には、本人の申出により雇用保険に加入できるようになるもので、令和4年1月1日より開始されます。

制度概要

これまで複数の事業所で雇用されていても個々の事業所で加入要件を満たしていない場合、雇用保険に加入することはできませんでした。しかしながら、近年の副業・兼業の促進に伴いそのような働き方をする労働者への対応が求められるようになってきました。そのため、雇用保険では令和4年1月1日より、65歳以上の労働者に限り、2つ以上の事業所で雇用されている一定の条件を満たすものについては、本人の申出により雇用保険の被保険者として取り扱うことが可能になります。

適用対象者

労働者が下記の要件をすべて満たす場合、マルチジョブホルダー制度に該当する被保険者（マルチ高年齢被保険者）となります。

- ① 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ② 2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
※ ただし、1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満であること
- ③ 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

手続きの流れ

- ① 労働者が3つ以上の事業所で勤務している場合には、2つの事業所を選択する
- ② 労働者が双方の勤務先へ必要な申請書類を依頼し、申請の準備を行う。
- ③ 労働者がハローワークへ届出を行い、申請日に被保険者となる。
- ④ 後日事業所へは、ハローワークより通知が行われ、保険料の徴収を開始する。

【注意点】

- 通常、雇用保険の加入、喪失手続きは事業主が行うが、本制度では労働者本人が行う。
- 申請は、労働者本人の住所または居所を管轄するハローワークで行う。
※ 事業所の所轄ハローワークではない
- 加入日は、雇入れ日ではなく、申請日となり遡って資格を取得することはできない。
- 1度資格を取得すると任意で喪失することはできない。

まとめ

本制度は労働者本人の申出に基づき任意で行うものになりますが、申請には事業主の証明が必要になります。また、事業主はこの証明を拒むことができません。資格取得日はハローワークへの申請日となりますので、事業主としては労働者から証明の依頼があった場合には迅速に対応する必要があります。